

序章 はじめに

序 - 1 都市計画マスタープランについて

(1) 策定の背景

「都市計画マスタープラン」は、市民にとって安全で快適な都市環境を創り出すためのまちづくりの方針です。

近年、国民生活レベルの安定化にともない生活環境づくりへの意識の高まり、市民ニーズの多様化にあわせて、都市づくりに向けた適切な対応が求められています。

その上でこれからの都市計画は、市民にとって身近な市町村が中心となって策定し、市民の意見をこれまで以上に反映させる必要があるとして、平成4年に都市計画法が改正され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる「都市計画マスタープラン」が制度化されました。

南砺市においては、旧4町（城端、井波、福野、福光）が、それぞれ都市計画マスタープランを策定する中で、土地利用、都市計画道路、公園などの都市基盤形成の方針を明らかにし、それぞれの都市計画マスタープランに基づき着実に進めてきましたが、平成16年11月1日に、これら4つの町と4つの村（平、上平、利賀、井口）が合併し、南砺市が誕生するとともに平成18年度には、市政運営の基本である「南砺市総合計画」が新たに策定されました。

このことを受けて、都市計画においてもまちづくりに関連した施策を統一した考え方で進めていく必要があるとして、旧4町の「都市計画マスタープラン」を統合・再編して「南砺市都市計画マスタープラン」として改めて策定するものです。

(2) 役割

ここで策定する「南砺市都市計画マスタープラン」は、次のような役割を果たします。

市の将来像の明示

市全体及び地域別の将来像を示し、市民、議会、行政、その他の団体がまちづくりに関する目標を共有できます。

都市計画の総合性・一体性の確保

土地利用や道路・公園等の整備といったそれぞれの都市計画の相互関係を調整し、市全体として総合的かつ一体的な都市づくりができます。

住民の理解・合意形成の円滑化

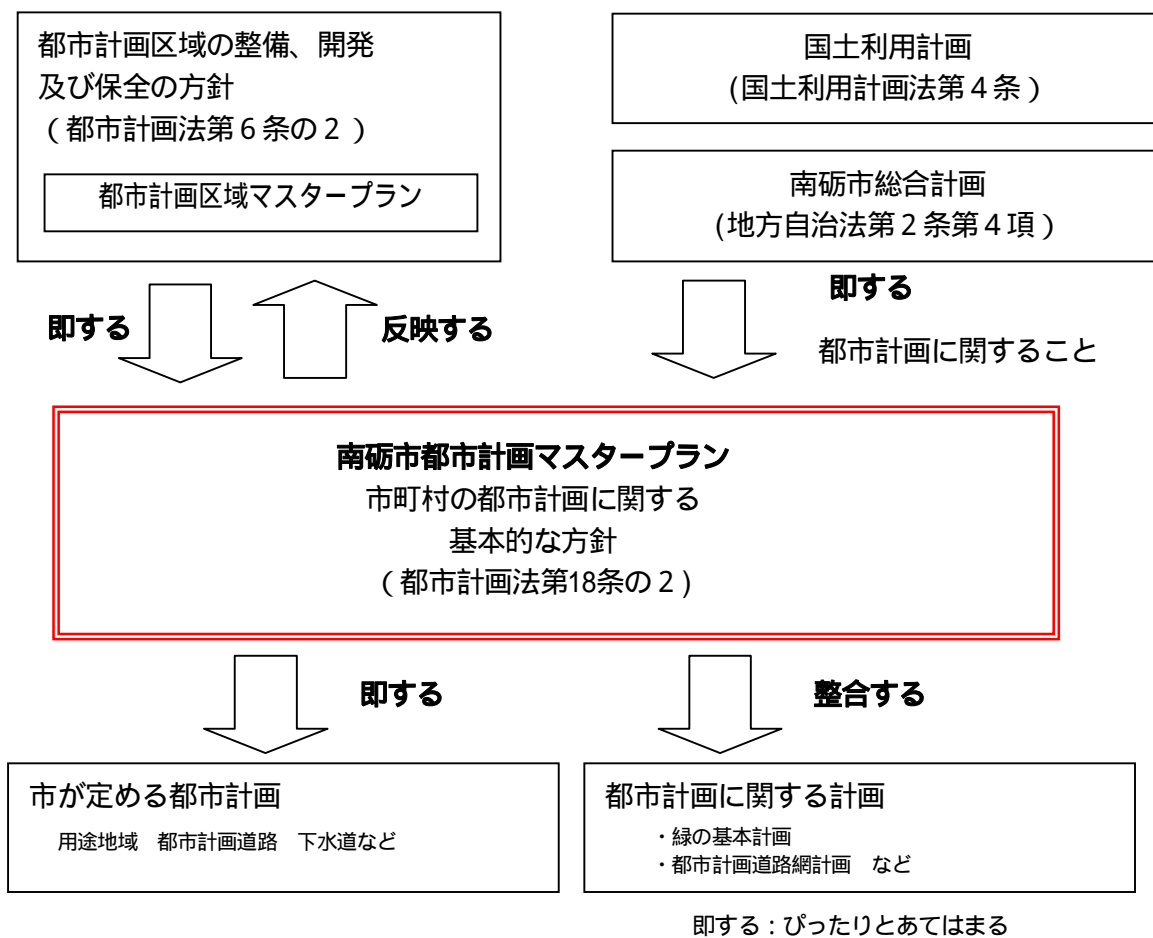
市民を含めた様々な主体が、都市の課題や方向性について合意し、そのことにより都市計画が円滑に進むことが期待できます。

(3) 位置づけ

「南砺市都市計画マスタープラン」は、市の基本構想である「南砺市総合計画」が定めるさまざまな施策内容のうち、特に都市づくりに焦点をあてたものです。この基本構想に示された理念を基本的に継承しつつ、より詳細な考え方を示すものです。また富山県が策定する「都市計画区域マスタープラン」は上位計画となり、本計画はこの内容に即して策定します。

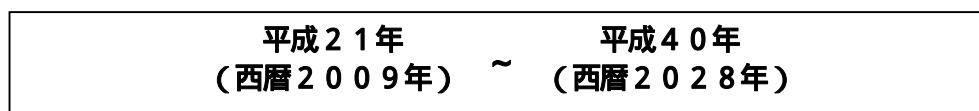
一方、用途地域をはじめとする地域地区、都市計画道路等の都市施設、市街地開発事業などの個別の都市計画の決定や変更、本計画はその根拠としての機能を担います。

また「緑の基本計画」や「都市計画道路網計画」など都市計画に関する計画は、本計画に整合して策定することになります。



(4) 計画期間

計画期間は平成21年～平成40年の20年間とし、目標年次を平成40年と定めます。



(5) 策定体制

策定委員会

学識経験者、関係機関代表者、市民及び市民団体の代表者などにより構成され、南砺市都市計画マスタープランを策定するための組織です。

幹事会

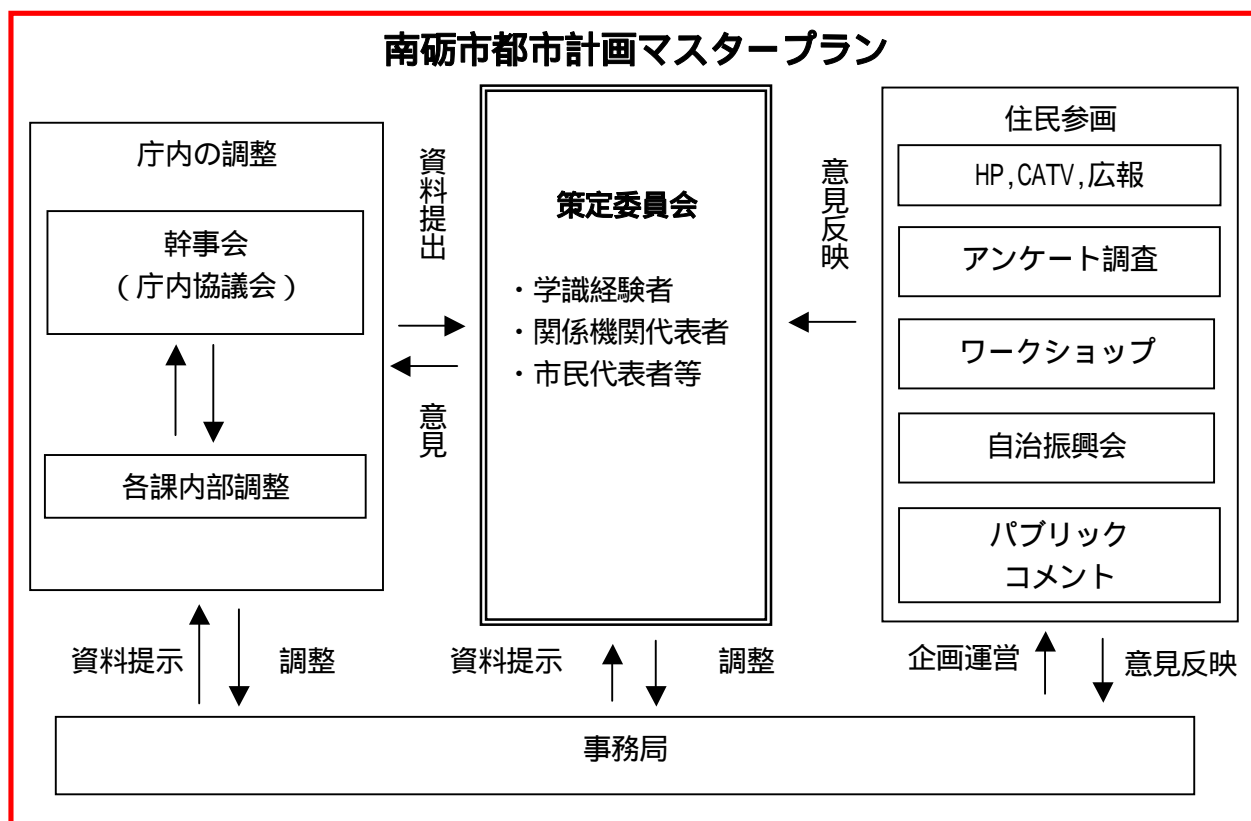
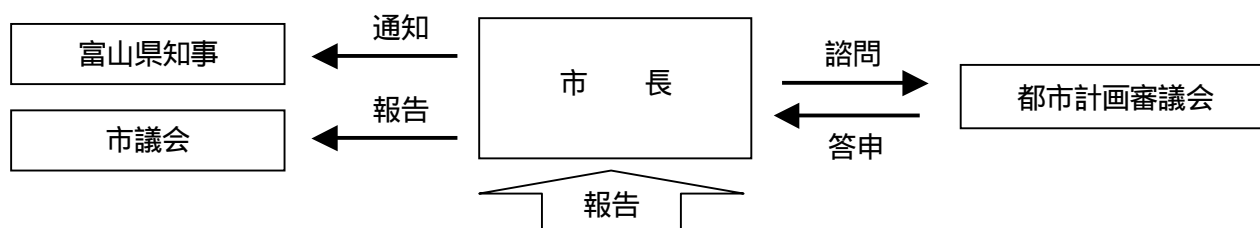
市庁内関係各課の代表により構成され、庁内の情報整理、調整、検討を行うための組織とし、軽微な内容について決定します。

ワークショップ

各地域から選任された住民代表により構成され、これらの人が主体となって検討する場として設置します。

事務局

南砺市建設部都市計画課とし、策定委員会、幹事会、ワークショップ等の資料作成及び企画、研究、調査に関する事務を行います。



(6) 計画フロー

